

要約筆記者登録試験実施要綱

社会福祉法人 東京聴覚障害者福祉事業協会
東京手話通訳等派遣センター
要約筆記者登録試験委員会

2014年10月策定

2015年11月改定

2020年12月改定

(名称)

1条 「東京手話通訳等派遣センター（以下当センターと称す）要約筆記者登録試験」と称する。

(目的)

2条 要約筆記者養成カリキュラム（平成23年3月厚生労働省より通知）による養成講座を修了し、到達目標に達したものを当センター要約筆記者として登録することを目的とする。

(対象者)

- 3条 1 東京都要約筆記者養成講習会(全84時間)を修了した者
2 他の道府県・市町村で要約筆記者養成講習会(84時間以上)を修了したが、当該地域から東京都内への転出により、養成事業体での受験が叶わない者
3 要約筆記奉仕員として登録し活動していたもので、移行のための補習研修等を受講し、受験対象者として当センター運営委員会が適当と認めた者
4 手書き、またパソコン要約筆記者として既に登録している者のうち、もう片方の登録も希望する者
5 全国統一要約筆記者認定試験に合格している者で、派遣センター事業への従事を希望する者
(2～5については必要書類を提出していただき受験資格の審査を行います)

(方法)

- 4条 1 全国統一要約筆記者認定試験を採用する
第3条 1から4にあたる者が受験資格を有する
2 当センター運営委員による面接を行う
第3条 5にあたる者が受験資格を有する

(実施)

- 5条 1 第4条1については、当センター試験委員会が要約筆記者認定協会に申し込み、その後、登録までのすべての処理を行う
試験当日は試験委員およびセンター職員が試験実務に従事する
合否判定の通知後に、合格者名簿を運営委員会に報告し、登録する
その他、事務処理は別途定める（試験実施に関する規定）
2 第4条2については、面接日を通知し、担当者が面接を行う
担当者は合否の判断を行い、合格者名簿を運営委員会に報告し、登録する

(改廃)

- 6条 本要綱の改定、廃止等は運営委員会の承認をもって確定する